

活用目的を明確化

義務
推奨

来年度、発注者が選択

国土交通省は、直轄土木事業で2023年度から全面的な原則適用に踏み切るBIM/CIMの実施概要を大筋で固めた。3次元モデルは、発注者が業務・工事ごとに活用目的を明確化し、目的に基づいて受注者が作成・活用することを基本的な考え方とする。目的達成に向けた作成・活用の取り組みは義務項目と推奨項目に分け、発注者が業務・工事の特性に応じて選択する。データの確実な引き継ぎに向けた取り組みも本格的に始める。

適用範囲を段階的に拡大してきたBIM/CIMは、23年度から小規模を除く全ての詳細設計・工事で原則適用する。原則適用後の具体的な取り組みとして、「活用目的に応じた3次元モデルの作成・活用」(発注者によるデータ引

原則適用に伴い、経験がない民間事業者もBIM/CIMを実施することになる。そのため、出来上がり全体イメージや特定部(複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所など)の確認など、義務項目は3次元モデルによる視覚化が有効な場面での活用を中心に、未経験者でも取り組める内容とし、詳細設計と工事で設定する。

活用目的を達成できる程度の範囲・精度で3次元モデルを作成するものとし、必要以上に高いレベルは求めない。一方の推奨項目は、一定の規模や難易度がある事業の測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象としたもので、義務項目より高度な活用とする。

具体的には、3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて位置関係のずれや干渉を確認することや、3次元モデルで作成した複数の設計案から事業計画を検討すること、施工後に不可視となる部分の3次元モデルを作成して維持管理・修繕に活用することなどを想定。これら複数の項目から受注者が一つ以上に取り組み、これを旨とする。

3次元モデルの作成費用は、これまでと同様に、見積もりによって計上する。より高度な推奨項目の取り組みを促すため、実施した事業者へのインセンティブ(優遇措置)付与を今後検討する。二つ目の柱とする「発注者によるデータ引き継ぎ」は、データマネジメントの実現に向けた第一歩として取り組む。測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事が対象。具体的には、発注者が受注者に対して設計図書作成の基になった情報を業務・工事の契約後速やかに説明する。

